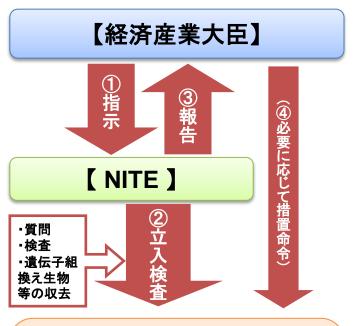
カルタヘナ法に基づく立入検査における収去・検出標準作業手順書案について

(対象微生物:酵母)

## 遺伝子組換え生物等の鉱工業利用をしている事業所等への立入検査 (第二種使用等)

- 経済産業大臣の指示により、以下に掲げる者がその行為を行う場所等に立ち入り、
  - ①当該遺伝子組換え生物等、施設等の検査及び関係者への質問
  - ②検査に必要な最少限度の分量の遺伝子組換え生物等の収去

を行う。(第32条)

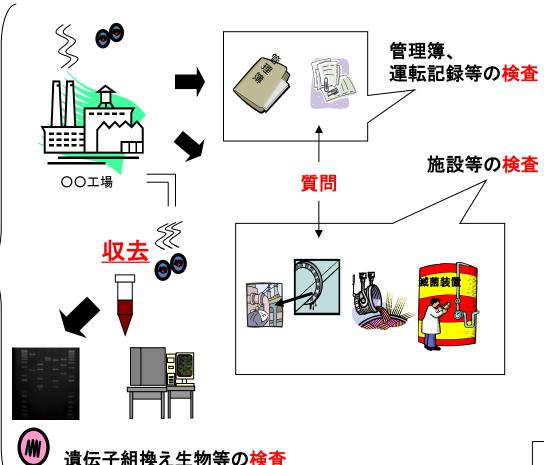


## 【事業者】

遺伝子組換え生物等の

- ・使用等をしている者、した者
- 譲渡した者、提供した者
- ・輸出した者

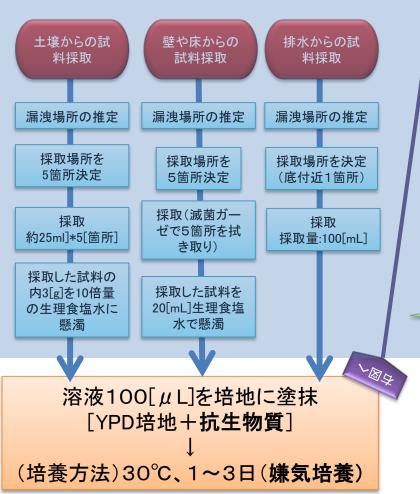
その行為を行う場所その他の場所に立ち入り

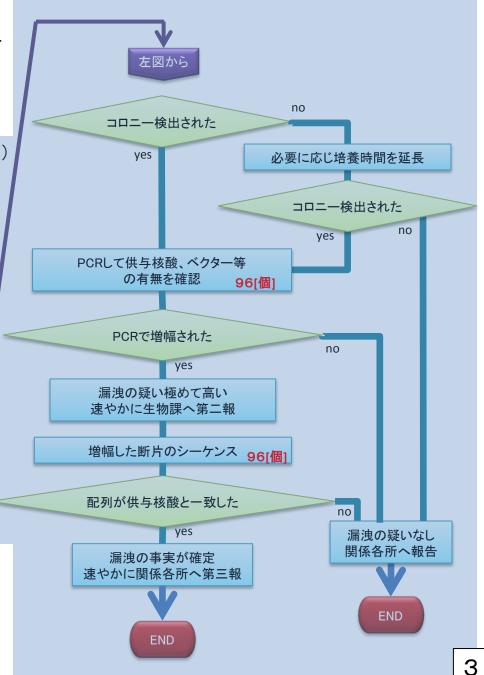




## 酵母の収去・検出手順書フロー図

- ◆培地、培養行程を除き大腸菌の手順 書に同じ
- ※網掛けの部分は大腸菌のフローと同じ部分
- \* 遺伝子組換え生物等に関する情報(宿主・挿入DNA等) が有り、環境に漏洩した事故を想定





## 収去・検出技術調査及び手順書作成の委員会

遺伝子組換え生物等収去・検出技術検討委員会委員

(敬称省略)

委員長 藤田 正憲 国立大学法人大阪大学 名誉教授

委 員 江崎 孝行 国立大学法人岐阜大学大学院医学研究科 教授

津田 雅孝 国立大学法人東北大学大学院生命科学研究科 教授

中村 和憲 独立行政法人産業技術総合研究所バイオメディカル研究部門

生物プロセス研究部門 研究顧問

正木 春彦 国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科 教授